

結核定期健康診断に係るよくある質問

福岡県田川保健福祉事務所

【対象者について】

Q.「業務に従事する者」とは。

A. 常勤・非常勤の別や、勤務時間等を問わず、現に業として行われる業務に反復継続して従事する者をいいます。

Q.施設の管理者(院長)は対象になるか。

A.医療機関で従事するすべての者が対象ですので、施設の管理者(院長)も対象になります。

Q.パート職員は対象になるか。

A.常勤、非常勤や勤務時間を問わず、現に反復継続して業務に従事している従業員全員が対象になります。

労働安全衛生法令に基づく健康診断(いわゆる職場健診)の対象でない非正規雇用労働者(非常勤職員・派遣職員・パート・アルバイトなど)も、報告の対象です。

Q.医療機関や施設の事務員は対象になるか。

A.職種(事務職や医療職、介護職等)を問わず対象となりますので、事務員も対象になります。

Q.年度途中で辞めた者の報告は、どうすればよいか。

A.健診時点で在籍していた者を対象者として、報告をお願いします。

【健診等について】

Q.間接撮影、直接撮影の区別はどのように確認すればよいか。

A.「間接」と「直接」の区別は、診断書(健診結果書)の記載で確認してください。

Q「発病の恐れがあると診断された者」とは。

A 医師による医療行為は必要としないが、定期的な医師の観察指導を必要とする人のことです。

Q.事業所等の健康診断以外で検査を受けた場合でも、定期結核検診を受診したとみなしてよいか。

A. 感染症法第 53 条の4に該当する場合、定期結核検診を受診したとみなすことができます。

【例】

- ・個人的に人間ドック等で胸部エックス線検査を受けた。
- ・2つの職場で勤務する職員が、一方の職場で健診を受けた。
- ・肺炎等の病気にかかり、医療機関で胸部エックス線検査を受けた。

ただし、管理者等が定める定期の健康診断の期日又は期間満了前三月以内に受けた、法 53 条の 9(感染症法施行規則 27 条の 2)の技術的基準に適合する検査で、管理者等が診断書や健診の内容を証明する文書で結果を把握しておく必要があります。

健診結果書等は、従業員本人や派遣元等に提出を依頼してください。